



福運協第5号
平成22年2月3日

福岡市長 吉田 宏 様

福岡市国民健康保険運営協議会
会 長 尾 形 裕 也

平成22年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（答申）

平成22年1月20日付け保年第1363号にて、貴職から諮問を受けた、平成22年度福岡市国民健康保健事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人当たり保険料について

高齢化の進展により医療費が増加する一方で、経済情勢や雇用状況の悪化により、国民健康保険事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。

かかる状況を踏まえ、平成22年度の一般被保険者医療給付費分に係る被保険者一人当たり保険料を、57,741円（前年度に比し、1,970円引上げ）とする諮問については、現下の経済情勢を勘案した場合、諮問どおり、57,741円とすることが適当である。

後期高齢者支援金等分に係る被保険者一人あたり保険料を、16,258円（前年度に比し、1,970円引下げ）とする諮問については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり、16,258円とすることが適当である。

介護納付金分に係る被保険者一人当たり保険料を、20,995円（前年度に比し、762円引下げ）とする諮問については、介護納付金に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり、20,995円とすることが適当である。

2. 保険料の賦課限度額について

医療給付費分保険料の賦課限度額を47万円から50万円に引き上げる諮問については、国の基準額が50万円に引き上げられる予定であり、中間所得世帯の保険料負担の軽減を図るため、諮問どおり50万円とすることが適当である。

後期高齢者支援金等分保険料の賦課限度額を12万円から13万円に引き上げる諮問については、国の基準額が13万円に引き上げられる予定であり、中間所得世帯の保険料負担の軽減を図るため、諮問どおり13万円とすることが適当である。

介護納付金分保険料の賦課限度額を10万円に据え置く諮問については、国の基準額どおりであるため、諮問どおり10万円とすることが適当である。

3. その他

今後、高齢化の進展により医療費の増加が見込まれる中、本市の国民健康保険事業の安定的な運営のため、市は保険料収入の確保や医療費適正化など、財政健全化に向け、効率的かつ効果的な取組に努めるよう強く要望する。